

★ 広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例（条例第四十九号）（財政課）

一 制定の理由

平成三十年七月豪雨による災害に係る寄附金等を当該災害からの復興に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、平成三十年七月豪雨による災害からの復興に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成三十年十二月二十一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
建築基準法に基づく事務のうち、建物の敷地と接する道路の特例認定等	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

- 2 その他必要な規定の整理を行った。
- 三 施行期日
- 1 二1の改正 平成三十年十二月二十一日
 - 2 二2（農薬取締法に関するものに限る。）の改正 農薬取締法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 3 二2（土地改良法及び土地改良法施行令に関するものに限る。）の改正 平成三十年四月一日

★ 広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）
（畜産課）

一 改正の要旨

農業災害補償法の一部が改正されたことなどに伴い、家畜保健衛生所の施設の利用等に係る使用料及び手数料の種別及び額についての規定を整理した。

二 施行期日

平成三十年十二月二十一日

★ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（都市計画課）

一 改正の要旨

建築基準法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年十二月二十一日

★ 広島県流域下水道事業に地方公営企業法を適用するための広島県流域下水道設置及び管理条例及び広島県流域下水道事業費特別会計条例を廃止する等の条例（条例第五十三号）（下水道公園課）

一 提案の要旨

- 広島県流域下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、広島県流域下水道設置及び管理条例を廃止するなど、関係条例について必要な改正を行った。
- 1 広島県流域下水道設置及び管理条例の廃止
- 2 広島県流域下水道事業費特別会計条例の廃止
- 3 関係条例の一部改正

条 例 名	改 正 の 内 容
下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例	題名の改正及び流域下水道の管理に関して必要な事項を定めることに伴う関係規定の整備
広島県公営企業の設置等に関する条例	公営企業として広島県流域下水道事業を設置することなどに伴う関係規定の整備

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十四号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成三十年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するなどとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
医療職給料表(一)適用者	三六八、四〇〇円	三六八、八〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、七〇〇円	五〇、八〇〇円

(2) 通勤手当

ア 通勤手当の全額支給限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
交通機関等利用者の一箇月当たりの全額支給限度額	七八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円

イ 自動車等の片道の使用距離の区分に応じた支給月額を改定した。

ウ 通勤のために交通機関等を利用し、かつ、自動車又は自転車等を使用する職員のうち、駐車場を利用し、駐車料金を負担するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）について、駐車料金の二分の一に相当する額（一箇月当たり三千円を限度額とする。）を支給することとした。

(3) 宿日直手当

宿日直手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿直勤務又は日直勤務を行う場合	四、二〇〇円	四、四〇〇円

特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務を行う場合	七、二〇〇円	七、四〇〇円
常直的に宿直勤務又は日直勤務を行う場合	二一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

(4) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正前	改正後
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一二・五
	一二月	一〇〇分の一一五	一〇〇分の一二・五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
	一二月	一〇〇分の九五	一〇〇分の九二・五
再任用職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の五五	一〇〇分の六二・五
	一二月	一〇〇分の七〇	一〇〇分の六二・五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四五	一〇〇分の五二・五
	一二月	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五二・五

(5) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正前	改正後
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
	一二月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一二・五
	一二月	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一二・五
再任用職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五
	一二月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の五二・五	一〇〇分の五五
	一二月	一〇〇分の五二・五	一〇〇分の五五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の設定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(1) 平成三十年度の支給割合

区 分	支給月	改正前	改正後
	任期付研究員	六月	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五五

(2) 平成三十一年度以降の支給割合

区 分	支給月	改正前	改正後
	任期付研究員	六月	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五〇

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(1) 平成三十年度の支給割合

区 分	支給月	改正前	改正後
	特定任期付職員	六月	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五五

(2) 平成三十一年度以降の支給割合

区 分	支給月	改正前	改正後
	特定任期付職員	六月	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五〇

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 平成三十年度の支給割合

区 分	支給月	改正前	改正後
-----	-----	-----	-----

特別職の職員等		六月	一〇〇分の一四二・五
十二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四五	

(二) 平成三十一年度以降の支給割合

特別職の職員等	区分		改正後
	支給月	改正前	
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一五〇
	十二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五〇

三 施行期日等

1 二1(一)並びに二1(二)(1)、(3)及び(5)、二2(一)及び(二)(1)、二3(一)及び(二)(1)並びに二4(一)については、平成三十年十二月二十一日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

2 1以外については、平成三十一年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第五十五号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成三十年十月二日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

三 施行期日等

平成三十年十二月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。